



2026年 5月12日

各 位

上場会社名 ノリタケ株式会社
代表者 代表取締役社長 東山 明
(コード番号 5331 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 総務室長 林 祥史
(TEL 052-561-7145)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社株主であるINTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP及び株式会社ストラテジックキャピタル（以下「提案株主」と総称します。）より、2026年6月25日開催予定の第145回定時株主総会における議題について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領いたしました。

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主提案の内容

別紙に記載のとおりです。なお、別紙は、提案株主から提出された株主提案通知の記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

2. 本株主提案に対する当社取締役会意見

(1) 提案1「剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件」に対する取締役会の意見

当社取締役会は、**本提案に反対**します。

(反対の理由)

「要旨」

当社は、株主還元を重要な経営課題と考え、配当性向、累進配当、自己株式取得を含む還元方針を明確にしています。配当は、業績や資金の状況、成長投資、財務の健全性を見ながら、その時々状況に応じて判断する必要があります。

期末配当を株主総会で決める仕組みに変更すると、機動的な資本政策を行いにくくなるおそれがあります。そのため、当社取締役会は、配当は引き続き取締役会が責任をもって決定することが適切であると考え、本提案に反対いたします。

本提案は、期末配当の決定機関を取締役会から株主総会へ変更することを求めるものであります。

当社は、株主還元を重要な経営課題の一つと認識しており、2025年5月9日付で公表した第13次中期経営計画（2025年度から2027年度、以下、第13次計画）において、配当性向を30%以上から35%以上に引き上げ、また、累進配当の実施及び機動的な自己株式取得により総還元性向を50%以上（第13次計画期間累計）とする株主還元の拡充方針を明確にしております。そのうえで、業績、キャッシュ・フロー、成長投資及び財務健全性とのバランスを総合的に勘案し、取締役会の責任において配当金を決定することとしております。

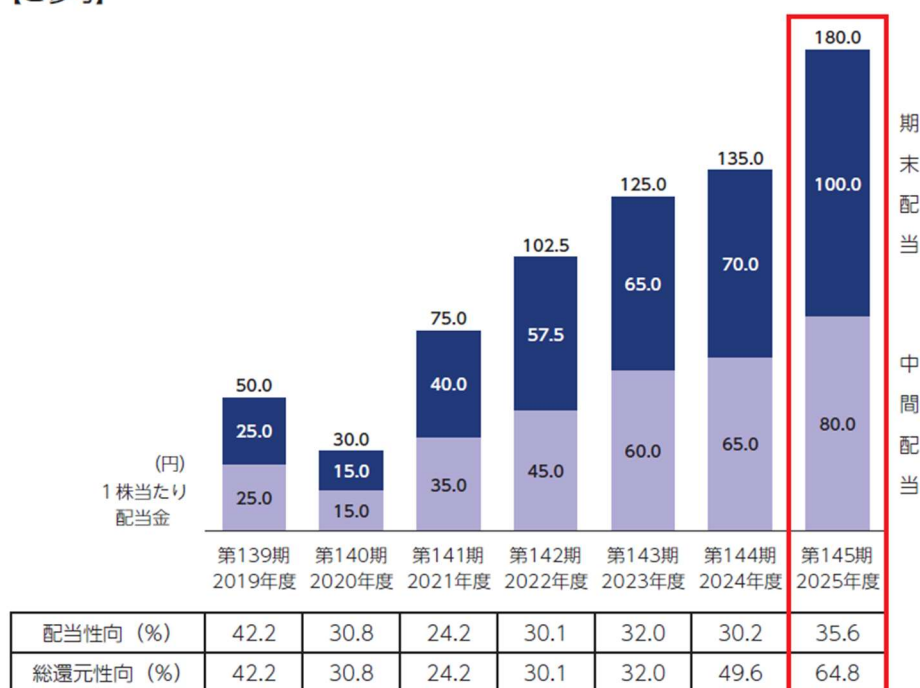
2025年度は、2026年5月12日付「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表しましたとおり、普通株式1株当たりの年間配当金を180円（2024年度は135円）とし、第13次計画期間中の株主還元方針を踏まえた増配を予定しております。

現在の期末配当の決定機関である当社取締役会は5名の独立社外取締役を含む10名で構成されております。上述の配当を含む株主還元は、多くの株主の皆さまとの対話を踏まえつつ、社外取締役を交えた取締役会において、多角的かつ透明性の高い議論を経て決定されています。

配当の決定は、経営環境や業績の変化を踏まえた機動的な判断を要する事項であり、これを株主総会決議事項とすることは、第13次計画と整合した適時適切な資本政策の遂行を制約し、中長期的な企業価値向上を阻害するおそれがあります。

また、当社は、成長領域への事業転換を重要な経営課題と位置付け、積極的な設備投資による増産・拡販や新商品開発、新事業創出に取り組むとともに、戦略的な企業連携（M&A、資本提携等）についても検討を進めています。これらには迅速かつ機動的な経営判断が不可欠であり、成長領域への事業転換を通じた収益力の向上によりROE改善・PBR向上を図る方針です。このため、今後も株主還元については、成長投資及び財務健全性とのバランスを踏まえ、取締役会の責任において適切に決定していきたいと考えております。以上の理由から、当社取締役会は本提案に反対いたします。

【ご参考】



注1 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

1株当たり配当金については、当該分割前を基準とした数値を記載しております。

注2 第144期（2024年度）は、25億円の自己株式取得・消却を実施いたしました。

注3 第145期（2025年度）は、41億円の自己株式取得・消却を実施いたしました。

(2) 提案2「剰余金を処分する件」に対する取締役会の意見

当社取締役会は、本提案に反対します。

(反対の理由)

「要旨」

本提案は、実質的に当期純利益に近い水準の期末配当を求めるものです。提案通りにこれを実施すれば、中間配当と合わせた年間配当は当期純利益を超えることとなり、将来の企業価値向上に向けた今後の投資計画（350億～500億円）の実行を妨げかねません。

当社は、株主還元を重視し、現中期経営計画において増配や自己株式取得を含む株主還元の拡充を進めていますが、本提案は、業績や投資の必要性を十分に踏まえず配当水準を定めるものであり、財務規律や経営の安定性を損なうおそれがあるため、本提案に反対いたします。

本提案は、提案1「剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、自己資本の一定割合を基準とした高水準の配当を追加的に実施することを求めるものであります。

当社取締役会は、株主還元の重要性を十分に認識する一方で、第13次中期経営計画（以下、第13次計画）において掲げる成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）への投資、研究開発投資、人的資本投資、設備投資等を着実に実行することが、結果として中長期的な企業価値及び株主価値の向上につながると考えております。第13次計画期間には350～500億円の成長投資を行う計画です。そのため、株主還元については、第13次計画に基づくキャピタルアロケーションの枠組みの中で、業績、財務状況及び将来の成長投資とのバランスを踏まえ、総合的に判断しております。

当社は第13次計画において、配当性向を30%から35%以上に引き上げ、累進配当を実施するとともに、機動的に自己株式の取得を実施し、同計画期間中累計で総還元性向50%以上とする方針を公表しております。

その計画の中で増配を継続しており、2025年度の普通株式1株当たりの年間配当金は180円（2024年度は135円）を予定しております。

本提案は、業績変動や将来の成長投資の必要性を加味せず配当水準を定めるものであり、財務規律や経営の安定性を損なうおそれがあります。株主還元は、経営環境や事業戦略を踏まえ、取締役会が責任をもって判断すべき事項であると考えことから、**当社取締役会は本提案に反対**いたします。

(3) 提案3「事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件」に対する取締役会の意見
当社取締役会は、**本提案に反対**します。

(反対の理由)

「要旨」

当社は、持続的な成長と企業価値向上に向けて、各事業の収益性、成長性、資本効率などを踏まえ、事業ポートフォリオの見直しに継続的に取り組んでいます。

資本効率に課題のある事業については、改善や見直しに向けた対応方針を検討し、2026年度より食器事業をセラミック・マテリアル事業へ編入するなど具体的な取り組みを進めています。

事業ごとの計画やROIC目標、その開示内容・時期は、事業環境や競争状況を踏まえて柔軟に判断すべきものであり、定款で一律に開示を義務付けることは適切ではなく、本提案に反対いたします。

しかしながら、事業ポートフォリオの最適化及び関連する情報開示の重要性は認識しており、今後、適切な形で開示してまいります。

本提案は、事業ポートフォリオ計画、及び低資本効率事業への対応方針の進捗状況並びに事業別ROIC目標について、事業年度ごとの開示を定款で義務付けるものであります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、事業ごとに収益性、成長性、資本効率及び資本コスト等を踏まえ、事業ポートフォリオの見直しに継続的に取り組んでおります。また、資本効率が資本コストを下回る事業については、課題を認識したうえで、改善や見直しに向けた対応方針を検討しております。その一環として、食器事業は2026年4月1日付でセラミック・マテリアル事業に編入し、体制のスリム化及び事業運営の効率化並びにセラミックス事業とのシナジー創出を図り、収益改善に向けた構造改革を進めることといたしました。

事業ポートフォリオ計画の見直し及び低資本効率事業への具体的な対応方針、並びに事業別ROIC目標等の策定及びその開示については、事業環境、競争状況、各種施策の進捗等を踏まえ、取締役会が機動的かつ総合的に判断すべき事項と考えております。定款は会社の組織等の基本的な事項を定めるものであり、事業ポートフォリオの見直しに係る計画の策定やその進捗状況等を事業年度ごとに一律に開示する旨の義務付けといった個別具体的な事項を定款に定めることは、適切ではないと考えることから、**当社取締役会は本提案に反対**いたします。

しかしながら、事業ポートフォリオの最適化及びこれに関する情報開示の充実の重要性は認識しており、その具体的な内容や方法、時期を含め、取締役会において開示の在り方を検討したうえで、今後、適切な形で開示してまいります。

(4) 提案4「政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件」に対する取締役会の意見

当社取締役会は、**本提案に反対**します。

(反対の理由)

「要旨」

当社は、政策保有株式について、毎年、個別銘柄ごとに保有の必要性や合理性を検証しています。保有の合理性が乏しいと判断した銘柄については、株式市場の動向や資金計画を踏まえながら売却を進めています。

一方で、取引先との関係維持や円滑な事業運営を通じて、企業価値向上に資すると判断される株式もあり、すべての政策保有株式を期限を定めて一律に売却することは、事業活動に影響を及ぼすおそれがあるため、本提案に反対いたします。

なお、当社は、2029年3月末までに政策保有株式残高を連結純資産の10%未満にすることを目標として、縮減を進めてまいります。

本提案は、当社が政策保有目的で保有する株式について、2029年3月末までにすべて売却することを、定款で一律に義務付けるものであります。

当社は、保有株式を、専ら株式の価値の変動や配当によって利益を得ることを目的として保有する「純投資目的である投資株式」と、それ以外の目的で保有する「純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）」に区分しております。

政策保有株式については、取引先等との長期的かつ安定的な関係の構築を通じて、当社の円滑な事業運営及び中長期的な企業価値向上に資すると判断した株式のみを保有しております。

当社取締役会では、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、毎年、個別銘柄ごとに、取引状況、保有目的、保有に伴う便益が当社の資本コストに見合っているか等の観点から、保有銘柄の継続保有の適否を検証しております。取締役会において、保有の合理性が乏しいと判断した銘柄については、売却を進め縮減を図る方針としており、株式市場の動向や当社の資金計画を勘案しつつ、売却を進めております。

本提案のように、個別銘柄ごとの保有の合理性を考慮することなく、すべての政策保有株式を一律かつ期限を定めて売却することを定款で義務付けることは、取締役会による判断を形式的に制約し、取引関係や事業活動に影響を及ぼすおそれがあり、かえって当社の中長期的な企業価値を毀損する可能性があります。

政策保有株式の取扱いは、経営環境や事業戦略の変化を踏まえ、取締役会が責任をもって個別に判断し、検証・開示・縮減を継続していくことが適切であると考えことから、**当社取締役会は本提案に反対**いたします。

なお、当社は、2029年3月末までに政策保有株式残高を連結純資産の10%未満にすることを目標として、縮減を進めてまいります。

(5) 提案5「株式分割に係る定款一部変更の件」に対する取締役会の意見

当社取締役会は、**本提案に反対**します。

(反対の理由)

「要旨」

株式分割は、投資単位の引き下げや株式の流動性向上に関わる重要な資本政策の一つです。その実施時期や内容は、株式市場の動向や当社の中長期的な経営戦略を踏まえ、機動的に判断する必要があります。

こうした判断の下、当社はこれまでも、2024年4月および2026年4月に株式分割を実施してきました。

株式分割を株主総会決議事項とすることは、柔軟な資本政策を制約するおそれがあるため、本提案に反対いたします。

本提案は、株式分割の決定機関について株主総会においてもこれを決議できるようにすることを求めるものであります。

株式分割を含む資本政策は業務執行に関する事項であり、会社法の定めに従い、取締役会がその責任の下に判断すべきものであるため、株式市場の動向や当社の中長期的な経営戦略を踏まえ、取締役会が機動的か

つ柔軟に判断することが重要であると考えます。

このような考えのもと、これまで当社は、2024年4月1日及び2026年4月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合による株式分割を実施してまいりました。

株式分割を株主総会決議事項とする枠組みへ変更することは、適時適切な資本政策の遂行を制約し、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様の利益に資するものではないと考えることから、**当社取締役会は本提案に反対**いたします。

(6) 提案6「株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件」に対する取締役会の意見

当社取締役会は、**本提案に反対**します。

(反対の理由)

「要旨」

当社は、直近では2026年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しています。株式分割は投資単位の引き下げや投資家層の拡大を目的としたものですが、その実施においては分割後の株式市場の動向や株主構成の変化を見極めたいうで判断する必要があります。また、短期間にさらに株式分割を行うことは、株式市場に不要な憶測を生じさせる懸念もあります。

株式分割の時期や比率は、取締役会が株式市場の動向や経営方針を踏まえて総合的に判断すべきと考え、本提案に反対いたします。

本提案は、提案5「株式分割に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、1株につき3株の割合とする株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更を求めるものであります。

当社はすでに、投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合による株式分割を実施しております。株式分割は投資単位の引き下げや流動性向上といった効果が期待される施策である一方、その影響については分割実施後の株式市場の動向や株主構成の変化を慎重に見極める必要がある経営判断事項であり、当該効果を見極めることなく、更なる株式分割の実施並びに株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款の一部変更を行う合理性は認められません。

また、投資単位の水準は投資家の属性や株式市場の評価によって多様であり、当社株式の投資単位が東京証券取引所の望ましいとする「50万円未満」で推移する中で、株式分割を短い期間で繰り返すことは、株式市場から不要な憶測を招く可能性もあるため、避けるべきであると考えております。

株式分割の実施時期や分割比率、これに伴う発行可能株式総数の調整については、これまでどおり取締役会の責任において、株式市場の動向や当社経営方針を踏まえつつ、総合的に判断することが、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主価値の最大化に資すると考えることから、**当社取締役会は本提案に反対**いたします。

株主提案の内容は以下のとおりです。各提案の内容につきましては、提案株主から提出された書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件
2. 剰余金を処分する件
3. 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件
4. 政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件
5. 株式分割に係る定款一部変更の件
6. 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

第2 提案の内容

以下の1、3、4、5及び6の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/5331-NORITAKE/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク <https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件
現行の定款の第35条及び36条を以下のとおり変更する。

現行定款

（剰余金の配当等の決定機関）

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

変更案（下線は変更部分を示す）

（剰余金の配当）

第35条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第36条 削除

2. 剰余金を処分する件

「議案1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、以下の通り剰余金の配当を行う。

期末配当に関する事項

- （1）配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第 145 期末における 1 株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に 0.08 を乗じた金額から、第 145 回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式 1 株当たり配当金額及び当社定款 35 条に基づいて第 145 回定時株主総会の開催日までに 2026 年 3 月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式 1 株当たりの配当金額（以下合わせて「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第 145 回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第 145 回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第 145 回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

3. 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第 7 章 事業ポートフォリオ計画

（事業ポートフォリオ計画）

第 37 条 当社は、当社が営む各事業（工業機材事業、セラミック・マテリアル事業、エンジニアリング事業、食器事業を含むがこれに限られない。）の資本効率・資本コストを踏まえ、事業ポートフォリオ計画を策定する。

② 前項の計画において、資本効率が資本コストを下回る事業については、撤退を含めた対応方針を策定する。

③ 当社は、事業年度毎に、事業別の ROIC 目標及び、第 1 項及び第 2 項の進捗状況を統合報告書等において開示する。

4. 政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第 8 章 政策保有株式

（政策保有株式の売却）

第 38 条 当社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、政策保有目的で保有している株式は、速やかに売却を進め、2029 年 3 月末までに全て売却するものとする。

5. 株式分割に係る定款一部変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第 9 章 株式分割

（株式分割）

第 39 条 当社は、株主総会の決議をもって、株式分割を行うことができる。

6. 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

(1) 「議案 5. 株式分割に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合 1 株につき 3 株の割合とする

イ 分割の基準日 当社の第 145 回定時株主総会の開催日の翌営業日から起算して 3 週間後の日

ウ 分割の効力発生日 基準日の翌日

(2) 会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、株式分割の効力発生日をもって、当会社定款第 6 条を下記の通り変更する。

現行定款

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,900万株とする。

変更案（下線は変更部分を示す）

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。

第3 提案の理由

1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

当社は、配当を株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めるものとしているが、当社の株価は長期的に低迷しており、取締役会が株主価値の向上に資する資本政策を行っているとは言い難い。

当社の中期経営計画における配当方針は「配当性向 35%以上」となっているが、当社の自己資本比率は 2025 年 12 月末時点で、71%と非常に高く、これ以上自己資本を増加させても ROE が低下するだけである。

当社の PBR は過去 20 年間で一度も TOPIX の PBR を超過したことがないが、提案株主は、自己資本比率が高すぎることで資本コストが上昇すると共に、ROE が低迷していることがこの一因であると考えている。

そのため、配当の決定機関を株主総会とすることでガバナンスを改善させると共に、ROE 向上、株主資本コスト低下等、株主価値の向上に資する資本政策へ転換すべきである。

2. 剰余金を処分する件

本件は、自己資本の 8%を配当金とすることを企図した提案である。

前号議案の提案理由で述べた通り、当社は株価バリュエーションの改善に向け、自己資本比率を縮減する必要がある。

そのため、当社の株主還元方針は現在、「配当性向 35%以上」「総還元性向 50%以上」となっているが、これでは不十分であり、株主還元方針を「DOE 8%、配当性向 100%（年度に応じて配当金額の大きい方を採用）」へ変更していただきたい。

ROE が 8%に満たない場合は、配当性向が 100%を超えることとなるが、これにより徐々に自己資本を圧縮し、資本効率の改善を図ると共に、安定した株主還元を行っていく方針を示すべきである。

3. 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件

当社の事業セグメントは、「工業機材」「セラミック・マテリアル」「エンジニアリング」「食器」に分かれているが、このうち「工業機材」は資本効率が資本コストを下回る状況が継続しているほか、「食器」に至っては、過去 10 期のうち 9 期が赤字である。

当社は、2024 年度から事業別の ROIC 目標を設定し、事業ポートフォリオの見直しを行っていく方針を示しているが、ROIC 目標は開示されていない。

また、当社の中期経営計画における事業ポートフォリオ転換に向けた取組は、極めて漠然とした内容しか開示されておらず、不採算事業の対応方針も十分に検討されているとは言い難い。

そこで、資本効率、資本コストの観点から事業ポートフォリオ計画を策定し直し、不採算事業については撤退を含めた対応を加速すべきである。また、社内で管理している事業別 ROIC 目標、及びその達成に向けた進捗状況を開示し、資本コストの低下を図るべきである。

4. 政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件

当社の 2025 年 3 月末時点の政策保有株式の保有残高は純資産の 20%近い水準であり、2025 年 12 月末時点ではその比率が更に高まっていることが想定される。

2025 年 6 月の当社定時株主総会において、東山社長の取締役選任議案の賛成率は僅か 66.95%に留まったが、これは当社の安定株主比率を考慮すると相当低い水準である。機関投資家の反対票のうち、大半の理由が政策保有株式に係るものとなっている。

当社が保有する政策保有株式のうち、保有額の上位4社は森村グループ3社（TOTO、NGK、日本特殊陶業）及び三菱UFJフィナンシャル・グループとなっている。これらの保有先との取引状況を考慮すると、安定株主の維持が目的か、又は過去の経緯から漫然と保有を継続しているとしか考えられない。

政策保有株式は様々な問題点が指摘されており、当社は売却ペースを大幅に加速すると共に、可及的すみやかに全て売却すべきである。

5. 株式分割に係る定款一部変更の件

当社株式の投資単位は、2026年2月末現在で約70万円と極めて高い。当社は2026年4月1日を効力発生日として1株を2株に分割することを発表したが、この対応を行った後でも投資単位は30万円を超過している。また、当社の株価バリュエーションを考慮すると、今後さらに株価を上昇させていく必要がある。

一方で、東京証券取引所が個人投資家に行ったアンケートによると、理想的な投資単位の水準については、10万円から20万円とする投資家が多いため、また、株式分割を実施した上場企業は個人株主数が大きく増加したことが示されている。

個人投資家の増加は流動性改善にも寄与するため、当社は更なる株式分割を行い、個人投資家が理想とする投資単位に変更すべきであり、株主総会において株式分割を決議できるよう、定款を変更することを提案する。

6. 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

前号議案の提案理由のとおり、株式分割は個人投資家の投資環境の整備、及び当社株式の流動性向上に資するものであるため、前号議案の提案に係る定款変更が可決された場合に、普通株式1株につき3株とすることを提案するものである。

以 上